

## 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン改正のポイント

### 経緯・趣旨

平成31年10月の消費税率引上げに向けた「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」の策定，軽減税率制度の導入等に伴い，**消費税転嫁対策特別措置法上の考え方を明確化**する観点から，違反事例を追加



### 改正のポイント

#### ○ 「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」（平成30年11月28日公正取引委員会ほか関係省庁連名）の策定を踏まえた考え方の明確化

- ・ 「10月1日以降〇%値下げ」，「10月1日以降〇%ポイント付与」等と表示したセールの実施に当たって，取引先に対して，その原資を負担させる場合を違反事例として追加（「減額」，「買ったたき」及び「商品購入，役務利用又は利益提供の要請」）

#### ○ 軽減税率制度の導入に伴う考え方の明確化

- ・ 標準税率が適用される商品の対価について，平成31年10月1日以後，軽減税率が適用された場合の対価まで減じる場合（「減額」）や平成31年10月1日前の対価を据え置く場合（「買ったたき」）について，違反事例として追加
- ・ 転嫁カルテルとして認められない行為の具体例として，「軽減税率の対象品目の対価に標準税率引上げ分を上乗せする旨の決定」を追加

#### ○ 過去の事案の蓄積を踏まえた考え方の明確化

- ・ 公正取引委員会による勧告・指導の中で繰り返し見受けられる違反行為，事業者が問題ないと認識しやすい違反行為として，消費税率引上げ前に税込価格で対価を定めている場合（いわゆる内税取引の場合）に，①そのことを理由として，又は②取引先からの対価引上げの要請や価格交渉の申出がないことを理由として，対価を据え置く場合（「買ったたき」）を追加